

# 奈良市公報

第56号

令和3年9月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月	日	番号	件名	主管
8	18	26	奈良市公報号外第22号に掲載	議会事務局
8	30	27	奈良市公報号外第22号に掲載	市民課、総務課、情報政策課

### 告 示

月	日	番号	件名	主管
8	16	458	放置自転車等の保管	環境政策課
8	16	459	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	16	460	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	16	461	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	17	462	農用地利用集積計画の決定	農政課
8	18	463	道路の供用廃止	土木管理課
8	18	464	住民票の職権消除	市民課
8	19	465	奈良市公報号外第22号に掲載	母子保健課
8	19	466	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	23	467	放置自転車等の保管	環境政策課
8	23	468	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	23	469	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	23	470	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	23	471	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	24	472	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	24	473	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
8	24	474	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
8	24	475	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
8	25	476	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	26	477	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護課
8	26	478	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
8	26	479	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課

8	27	480	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	27	481	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の公衆縦覧	J R 奈良駅周辺整備事務所
8	27	482	放置自転車等の保管	環境政策課
8	27	483	特定計量器の定期検査の実施	産業政策課
8	30	484	街区の区域等の変更	市民課
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件 名	
8	31	14	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
8	20	38	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
8	30	39	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
8	31	12	奈良市公報号外第 22 号に掲載	給排水課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
8	19	11	奈良市公報号外第 22 号に掲載	地域教育課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件 名	
8	17	36	選挙人名簿からの抹消	
<b>議 会</b>				
月	日	番号	件 名	
8	18	1	議会議長の当選	
8	18	2	議会副議長の当選	
8	19	3	議会運営委員会の委員の選任	
8	19	4	議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	
8	19	5	議会常任委員会の委員の選任	
8	19	6	広報広聴委員会の委員の選任	
8	19	7	山辺環境衛生組合の議会の議員の当選	
8	20	8	議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選	
8	20	9	広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選	

告

示

**奈良市告示第458号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年8月16日揭示済）

**奈良市告示第459号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年8月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年5月24日 奈良市指令整開 第21A-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年8月16日 第1779号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目783番20

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県芦屋市楠町3番3号

松田 恭子

（令和3年8月16日揭示済）

**奈良市告示第460号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年8月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年5月21日 奈良市指令整開 第21A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年8月16日 第1780号

公共施設 令和3年8月16日 第881号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1752番7、1753番10、1764番1の一部（水路敷含む）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市中山町1752番7の一部、1753番10の一部、1764番1の一部

下水道：奈良市中山町1752番7の一部、1753番10の一部、1764番1の一部

水路敷：奈良市中山町1764番1の一部

(令和3年8月16日揭示済)

**奈良市告示第461号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	榎田 博子 奈良市六条緑町二丁目2番22号	豊田 務 奈良市六条緑町二丁目9番10号

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	豊田 務 奈良市六条緑町二丁目9番10号	直井 泰男 奈良市六条緑町二丁目11番11号

2 変更の年月日

1 回目 令和2年4月1日

2 回目 令和3年4月1日

(令和3年8月16日揭示済)

**奈良市告示第462号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年8月17日

奈良市長 仲川 元庸

(令和3年8月17日揭示済)

**奈良市告示第463号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止します。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	延長 (m) 幅員 (m)
1	西部第725号線	奈良市中町 4765番1地先から	奈良市石木町 876番2地先まで	L=146.4 W=1.0~2.35

(令和3年8月18日揭示済)

**奈良市告示第464号**

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和3年8月18日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和3年8月18日揭示済)

**奈良市告示第466号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年8月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和3年8月19日揭示済)

**奈良市告示第467号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年8月23日揭示済）

**奈良市告示第468号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町1111番地	奈良市須川町2556番地
代表者の氏名 及び住所	佐野 勝彦 奈良市須川町1111番地	宮狭 淳泰 奈良市須川町2556番地

2 変更の年月日

令和3年4月23日

（令和3年8月23日揭示済）

**奈良市告示第469号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岡田 周一 奈良市西大寺新町一丁目4番15号	上田 潔 奈良市西大寺新町一丁目6番19号

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年8月23日揭示済)

**奈良市告示第470号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により手貝町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	横田 利孝 奈良市手貝町13番地の8	和束 順次 奈良市手貝町35番地の1

2 変更の年月日

令和3年3月28日

(令和3年8月23日揭示済)

**奈良市告示第471号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により綿町・京終地方東側町・西側町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市京終地方西側町1番地	奈良市西木辻町261番地の1
代表者の氏名 及び住所	徳田 裕英 奈良市京終地方西側町1番地	永井 正男 奈良市西木辻町261番地の1

2 変更の年月日

令和3年6月7日

(令和3年8月23日揭示済)

**奈良市告示第472号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年8月24日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年4月23日 奈良市指令整開 第20A-43号

令和3年7月29日 奈良市指令整開 第20A-43-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年8月24日 第1781号

公共施設 令和3年8月24日 第882号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神功二丁目3番18

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市谷田町876番地ローレル大光201号

梅岡住宅サービス株式会社 代表取締役 梅岡 久幸

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市神功二丁目3番18の一部

(令和3年8月24日揭示済)

**奈良市告示第473号**

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和3年8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和3年9月1日から令和3年9月12日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	

(令和3年8月24日揭示済)

**奈良市告示第474号**

次のとおり旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場を臨時に休場する。

令和3年8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷 柳生観光駐車場	令和3年9月1日から令和3年9月12日まで

(令和3年8月24日揭示済)

**奈良市告示第475号**

次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和3年8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和3年9月1日から令和3年9月12日まで

(令和3年8月24日揭示済)

**奈良市告示第476号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年8月25日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年7月29日 奈良市指令整開 第21A-10号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年8月25日 第1782号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町五丁目181番、182番1、186番1、186番3、186番17及び186番18



4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
 MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二

(令和3年8月25日掲示済)

**奈良市告示第477号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月26日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
オレンジ薬局 学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-26	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和3年 6月28日
株式会社オレンジファーマシー	大阪府大阪市北区梅田2-6-20		

(令和3年8月26日掲示済)

**奈良市告示第478号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月26日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施 する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
美善神殿訪問介護	奈良県奈良市神殿町603番地の10 出店マンション302号室	居宅 訪問介護	令和3年 8月1日
株式会社メディカルシード	大阪府大阪市中央区上汐二丁目3 番6号		
エミライズケアセンター	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	令和3年 8月1日
株式会社クロビア	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階		
エミライズケアプランセンター	奈良県奈良市西大寺東町一丁目2 番2号	居宅介護支援事業 （介護計画作成）	令和3年 8月1日
株式会社クロビア	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階		

(令和3年8月26日掲示済)

**奈良市告示第479号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月26日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
千田 悦子		あんま	令和3年 7月29日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の 1 大和紀寺ビル305号		
千田 悦子		はり・きゅう	令和3年 7月29日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の 1 大和紀寺ビル305号		

(令和3年8月26日揭示済)

### 奈良市告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年8月27日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 許可の年月日及び番号

令和3年2月24日 奈良市指令整開 第20A-38号

令和3年5月25日 奈良市指令整開 第20A-38-1号

#### 2 検査済証の交付年月日及び番号

(2工区)

開発行為 令和3年8月27日 第1783号

公共施設 令和3年8月27日 第883号

#### 3 開発区域に含まれる地域

(全体) 奈良市中町506番1、506番3、506番4、506番5、506番6、506番7、506番8、506番9、506番10、510番2、510番3、510番4、510番5、510番6及び510番7

(2工区) 奈良市中町506番1及び510番7

#### 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中町2226番地の4

岸田 サチ子 岸田 充由

奈良市学園中一丁目1131番地の1

津田 忠徳

#### 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(2工区) 道 路：奈良市中町506番1の一部及び510番7の一部

下水道：奈良市中町506番1の一部

(令和3年8月27日揭示済)

### 奈良市告示第481号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定に基づき作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の縦覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和3年8月27日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 縦覧開始日

令和3年9月1日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分

3 縦覧場所

奈良市三条本町1番80号

奈良市都市整備部JR奈良駅周辺整備事務所

(令和3年8月27日揭示済)

**奈良市告示第482号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年8月27日揭示済)

**奈良市告示第483号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するため、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年8月27日

奈良市長 仲川元庸

区域	区分	検査する年月日	検査する時間	検査する場所
月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く市内全域	質量計	令和3年10月1日から 令和3年10月29日まで	午前9時30分から午後4時まで	質量計の所在地
		令和3年11月1日から 令和3年11月30日まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	奈良市計量検査所
		令和3年12月1日から 令和3年12月28日まで	午前9時30分から午後4時まで	質量計の所在地

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(令和3年8月27日揭示済)

奈良市告示第484号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域等を次のとおり変更する。

令和3年8月30日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

令和3年10月1日

2 街区の区域の変更

東登美ヶ丘六丁目

別図1を別図2に示すとおり変更する。

19街区の区域を変更し、26街区、27街区を新設する。

別図1及び別図2省略

(令和3年8月30日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年8月31日

奈良市監査委員 東口喜代一  
同 中本勝  
同 山本憲宥  
同 伊藤剛

リサイクル推進課

監査結果公表日 令和3年3月31日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和3年8月12日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>施設修繕料全件（4件）について関係書類を査閲したところ、全件において施設修繕台帳が作成されていない。また、修繕作業の着手前、作業中及び完了後の写真を徴取していない事例が1件あった。</p> <p>平成31年3月29日付け奈会号外通知「施設修繕料の事務処理について」に基づき施設修繕台帳を作成し、必要書類の有無を確認した上で、施設修繕料を執行された。</p>	<p>令和3年度からリサイクル推進課所管施設に係る修繕について、左記の通知に基づき事務執行するよう改めました。</p> <p>具体的には、令和3年6月8日に行ったリサイクル推進課所管施設における修繕について、施設修繕台帳を作成するとともに当該修繕に係る写真等必要書類を受領した上で施設修繕料を執行しました。</p> <p>今後も、引き続き適正な施設修繕料の事務執行に努めてまいります。</p>

(令和3年8月31日揭示済)

公 営 企 業

**奈良市企業局告示第38号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年8月20日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 Wit	代表取締役 越野 昌	奈良県御所市柏原 1617 番地の2	令和3年7月16日

(令和3年8月20日揭示済)

**奈良市企業局告示第39号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年8月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
昭和空調設備	廣瀬 正和	奈良県香芝市平野 209 番地	令和3年8月25日

(令和3年8月30日揭示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第36号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第4号の規定により別紙の者を選挙人名簿から抹消したので、公職選挙法第28条の規定に基づき告示します。

令和3年8月17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武志

- 1 抹消基準日  
令和3年8月17日
- 2 抹消者  
省略

(令和3年8月17日揭示済)

**議 会**

**奈良市議会告示第1号**

議会議員 土田 敏朗 は、本日の議会臨時会において、議会議長に当選しました。

令和3年8月18日

奈良市議会議長 土田 敏朗  
(令和3年8月18日揭示済)

**奈良市議会告示第2号**

議会議員 山本 憲有 は、本日の議会臨時会において、議会副議長に当選しました。

令和3年8月18日

奈良市議会議長 土田 敏朗  
(令和3年8月18日揭示済)

**奈良市議会告示第3号**

本日の議会臨時会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

令和3年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗

塚	本	勝
榎	本	博一
山	出	哲史
白	川	健太郎
柳	田	昌孝
宮	池	明
樋	口	清二郎
横	井	雄一
藤	田	幸代
井	上	昌弘

(令和3年8月19日掲示済)

**奈良市議会告示第4号**

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和3年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗

委員長	宮	池	明
副委員長	塚	本	勝

(令和3年8月19日掲示済)

**奈良市議会告示第5号**

本日の議会臨時会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

令和3年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗

総務委員会

柳	田	昌	孝
早	田	哲	朗
阪	本	美	知子
山	口	裕	司
森	田	一	成
北		良	晃
中	西	吉	日出

観光文教委員会

塚	本	勝
岡	本	誠至
太	田	晃司
佐	野	和則
下	村	千恵
九	里	雄二
内	藤	智司
北	村	拓哉

厚生消防委員会

山	出	哲	史
梶	井	隆	志
白	川	健	太郎
道	端	孝	治
八	尾	俊	宏
藤	田	幸	代
田	畑	日	佐恵
酒	井	孝	江

市民環境委員会

岡	田	浩	徳
山	岡	稔	季
鍵	田	美	智子
山	本	直	子
横	井	雄	一
土	田	敏	朗
伊	藤		剛
森	岡	弘	之

建設企業委員会

榎	本	博	一
林		政	行
宮	池		明
樋	口	清	二郎

山本憲有	大西淳文	石上聖一	井上昌弘				
予算決算委員会							
塚本勝	榎本博	岡田浩	山田稔	田九	畑里	日佐	恵二
林山哲	山出政	岡本誠	林哲	内酒	石藤	雄聖	一司
山岡隆	山本隆	井川健	太志	井北	井上	智孝	江弘
白道太	柳野	端田晃	太郎	森北	村田	昌拓	哉成
太佐柳	宮池	野田昌	治司	中伊	西藤	一良	晃出
宮早樋	田口	田哲	司則	森中	岡西	吉日	剛之
樋鍵下	村本	美千	孝明	伊森		弘	
阪山山	山口	裕直	朗郎				
山八山	尾本	俊憲	子恵				
横大藤	井西	雄淳	子司				
	田幸	幸代	子宏				
			有一				
			文代				

(令和3年8月19日揭示済)

奈良市議会告示第6号

本日の議会臨時会において、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

令和3年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗

榎岡	本本	博誠	一至
榎	井隆	隆志	志
太	田晃	晃司	司
佐	野和	和則	則
下	村千	千恵	恵
山	口裕	裕司	司
九	里雄	雄二	二
内	藤智	智孝	孝
酒	井良	良晃	晃
北	岡弘	弘	
森			

(令和3年8月19日揭示済)

**奈良市議会告示第7号**

本日の議会臨時会において、次の者が山辺環境衛生組合の議会の議員に当選しました。

令和3年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗

道 端 孝 治  
山 本 憲 宥  
北 良 晃

(令和3年8月19日揭示済)

**奈良市議会告示第8号**

昨日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和3年8月20日

奈良市議会議長 土田敏朗

総務委員長	山	口	裕	司
同 副委員長	柳	田	昌	孝
観光文教委員長	九	里	雄	二
同 副委員長	佐	野	和	則
厚生消防委員長	山	出	哲	史
同 副委員長	田	畑	日	佐 恵
市民環境委員長	横	井	雄	一
同 副委員長	岡	田	浩	徳
建設企業委員長	松	石	聖	一
同 副委員長	榎	本	博	一
予算決算委員長	山	本	憲	宥
同 副委員長	宮	池		明

(令和3年8月20日揭示済)

**奈良市議会告示第9号**

昨日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和3年8月20日

奈良市議会議長 土田敏朗

委員長 太 田 晃 司  
副委員長 九 里 雄 二

(令和3年8月20日揭示済)